

岩 手 県 報

第 1 0 4 0 2 号

平 成 1 6 年 1 0 月 2 6 日

火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 字の区域の変更（雫石町）……………（市町村課） 1
- 字の区域の変更（胆沢町）……………（ 〃 ） 1
- 救急病院等を定める省令の規定による救急病院
……………（医療国保課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる
機関の指定（もりおか往診クリニックほか）
……………（地域福祉課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………（農村建設課） 1

○家畜が患畜となったことを発見したことについての

- 届出……………（畜産課） 1
- 地域森林計画の案の公表……………（森林保全課） 2
- 地域森林計画の変更の案の公表……………（ 〃 ） 2
- 解除予定保安林……………（ 〃 ） 2
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のため
の同意の認定……………（水産振興課） 2
- 漁船損害等補償法の規定による指定漁船の普通損害
保険に付すべき義務の消滅……………（ 〃 ） 2
- 北上地方振興局長告示
- 新たな土地改良事業施行認可申請の適当の決定（更
木島東部土地改良区）…………… 2

告 示

岩手県告示第740号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
次のとおり字の区域を変更する旨雫石町長から届出があった。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手郡雫石町西根南白沢に編入する区域

岩手郡雫石町西根南白沢4の地先の国有地の一部

備考 関係図面は、雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
次のとおり字の区域を変更する旨胆沢町長から届出があった。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 胆沢郡胆沢町若柳字横岳前山に編入する区域

胆沢郡胆沢町若柳字横岳前山3から7までに隣接介在する国
有地の一部、字下尿前11の11に隣接する国有地の一部

2 胆沢郡胆沢町若柳字東前川山に編入する区域

胆沢郡胆沢町若柳字馬留2の5、3の3、103、118、119、123、
124、133、148、150の2、151に隣接する国有地の一部

3 胆沢郡胆沢町若柳字芦ノ随に編入する区域

胆沢郡胆沢町若柳字二枚橋3の3

備考 関係図面は、胆沢町役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第742号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8
号）第1条に規定する救急病院である。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

病 院 の 名 称	所 在 地	救急病院として効 力を有する期限
盛岡繁温泉病院	盛岡市繁字尾入野64番 地9	平成19年10月14日
東八幡平病院	岩手郡松尾村柏台二丁 目8番2号	〃
荻野病院	盛岡市本宮一丁目6番 12号	平成19年10月28日

岩手県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療
扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
もりおか往診ク リニック	盛岡市東見前6地割85番地1	平成16年10月 18日
おかむら調剤薬 局	宮古市西町一丁目7番26号	平成16年10月 1日
大手町歯科医院	水沢市大手町五丁目1番地	平成16年10月 14日

岩手県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に
より、県営斗米地区（門松工区）土地改良事業（二戸市）に係る
換地処分をした。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第745号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定

により、家畜が患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	胆沢郡金ヶ崎町西根和光194番地	平成16年10月14日

岩手県告示第746号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、次のとおり公告する。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 森林計画区の名称 大槌・気仙川森林計画区（大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円及び上閉伊郡のうち宮守村を除く地域）
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県農林水産部森林保全課、関係地方振興局農林部
 - (2) 期間 平成16年10月26日から同年11月25日まで

岩手県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 森林計画区の名称
 - (1) 久慈・閉伊川森林計画区（宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円並びに九戸郡のうち軽米町及び九戸村を除く地域）
 - (2) 北上川上流森林計画区（盛岡市一円、岩手郡のうち葛巻町及び安代町を除く地域及び紫波郡一円）
 - (3) 北上川中流森林計画区（水沢市一円、花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、江刺市一円、稗貫郡一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円、東磐井郡一円及び上閉伊郡宮守村）
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県農林水産部森林保全課、関係地方振興局林務部又は農林部
 - (2) 期間 平成16年10月26日から同年11月25日まで

岩手県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 九戸郡野田村大字玉川第1地割字根井48の261、48の262
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 下閉伊郡普代村第4地割字和野山30の10、第7地割字明神27の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第749号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について、同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区 戸類家加入区

岩手県告示第750号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成12年岩手県告示第769号）で告示した戸類家加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成16年10月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

北上地方振興局長告示

北上地方振興局長告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成16年10月29日から同年11月29日まで関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月26日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

土地改良区名 （所在地）	地区名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
更木島東部土地改良区（北上市）	更木第2	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	北上市役所

岩手県報 第10402号

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

平成16年10月26日 印刷

平成16年10月26日 発行

購読料 1箇所 3,400円（送料共）

発行人 岩 手 県

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社